

令和 2 年第 7 回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和 2 年 7 月 2 8 日
1 3 時 3 0 分 ~ 1 4 時 5 0 分

会 場 海老名市役所 6 階議員全員協議会室

令和2年第7回海老名市農業委員会定例総会

令和2年7月28日「令和2年第7回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一 5番 小島 富士男
6番 波多野 寛 7番 市川 和美 8番 竹内 章人 9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫 11番 宮墓 功 12番 金指 満 13番 二見 務
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第39号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4 議案第40号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日程第5 議案第41号 令和3年度市農業政策及び予算に関する意見（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明書の証明願いについて
- (2) 農地転用届出による専決処分について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

【事務局長】 本日も、1番委員（会長）が欠席でございます。会議の議長は会長職務代理者をお願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、深澤職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、7番委員、8番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3、4ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況を報告した）

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

（休憩）

【議長】 再開いたします。

で買われた代替地で使うというふうな形が整理されているのかなど、そのところをお伺いしたい。

【主 事】 今回の取得する■筆のもともとの場所についてですが、資料1から4、いずれも同じ図面が載っているのですけれども、その図面で確認いただければと思うのですけれども、申請地の上側に市道580号線とありまして、その上の区画のところ、2177と580号線に挟まれているところ、こちらが以前、■■■■の物流倉庫を建てますよという転用で今工事中のところなのですけれども、その上の区画ですね、566号線と2177号線に挟まれている区画、ここに今、■筆、■■氏世帯の田んぼがあるということで伺っています。ただ、その■筆について、例えば■■氏世帯の誰がどの筆を持っているかということに関しては、もともとの場所はここにあるということだけ確認はしています。

【11番委員】 代替ですから、もとのあったものを代えて取得されるというのが通常ですから、そういう形の名目がなくてはいけないのかと思ったわけであって、多分そうだろうと思えますけれども、一応その辺は、できればあらかじめ確認をされていたほうがよろしいかと思えます。

【議 長】 それでは、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見もないようですので、受付番号12について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号7について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号7、申請地は、杉久保南■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米、ほか■筆、合計、■■■平米、議案書のとおりでございます。現況は、市街化調整区域内の畑です。転用者は、本郷■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■■■■■■、譲渡人は、杉久保南■■■■■■■■■■

■■■■■、■■■■■、転用の目的は、駐車場、権利の種類は、所有権の移転です。現地の案内図は、資料5-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画図をお配りしております。以上でございます。

【議長】 地区委員の意見を伺います。12番委員。

【12番委員】 この土地は、厚木藤沢線の県道に面した畑でありまして、親の代から植木の生産をされておりました、以後は娘さんが管理しておられます。植木が植わっておりますけれども、畑として適正に使用されております。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主事】 こちらは近くに事務所を構える(株)■■■■■の従業員の通勤用の自動車や所有する代車の駐車場として農地転用したいという旨の申請になります。(株)■■■■■は、現在、申請地南方100メートル弱の位置にございますが、以前より敷地内の駐車スペースが手狭であったため、駐車場用地を探したところ、申請者と合意が形成できたことから、今回、申請がされました。

資料5-1の左下の農地区分をご覧ください。今回の申請地ですが、農地の立地基準は、その他2種農地になります。これは、第1種、2種、3種農地のいずれの要件も満たさない農地となります。

続きまして、資料5-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が東、左が北を指しております。申請地は2方を道路、1方を宅地に囲まれた三角地で、申請地にある樹木を伐根し駐車場として整備するという計画です。申請地の周囲につきましては、コンクリートブロック2段積みとフェンスを設置し、出入口は図面にありますとお二か所として、排水計画については、整地・転圧し砂利敷として敷地内浸透処理とする計画になっております。また、周囲に農地はございません。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策等も図られていることから、転用やむなしと思われれます。以上です。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 昨日、同じように現地調査をしてまいりました。畑ということですが、今、12番委員がおっしゃられたように、植木の場所ということで、適

正に農地としては使用されているということとと思われます。

ただ、1点ちょっと気にかかったのは、調査班の中でも意見があったんですが、こちらの三角地帯の2か所が道路に面しております。それから、1か所は住宅に面しております、農地としては特に支障がないというふうに思われますが、信号のある資料5-2を見ていただくと分かるのですが、横須賀水道路、これ、市道2677号線になります。この信号から停止線が横須賀水道路と書いてある、ちょうど横須賀の「賀」のあたりに停止線があります。よって、この南側の4メートルの出入り口、これを使うということがちょっと使い勝手が悪いのではないだろうかというふうに思います。かつ、この道路と県道の敷地側の舗装の道路が歩道になっております。そして、有馬小学校、有馬中学校の通学路にもなっております、南側の4メートルの出入り口を使うことによって若干支障があるのではなかろうかと思しますので、特に規制等はまちづくり条例ではないというふうに聞いているのですが、相手方に対して若干注意喚起をすることができればいいのかなというふうに思います。そのほかは特にありません。

【議長】 それは、受付番号7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書8ページ、日程第3、議案第39号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号24について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けてい

る農地を農地として管理してきたかということを農業委員会が証明するものでございます。

議案書 8 ページをご覧ください。受付番号 24、被相続人は、国分南■■■■■■■■、■■■■■■、相続人は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成 29 年 6 月 27 日から令和 2 年 7 月 28 日までです。特例農地等の明細ですが、国分南■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地の■■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■■■平米でございます。事務局で 7 月 16 日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号 24 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 24 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書 9 ページ、受付番号 25 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号 25、被相続人は、綾瀬市早川■■■■■■■■、■■■■■■、相続人は、綾瀬市早川■■■■■■■■■■、■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成 29 年 9 月 30 日から令和 2 年 7 月 28 日までです。特例農地等の明細ですが、大谷字■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農振農用地区域内、■■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■■■平米でございます。事務局で 7 月 16 日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号 25 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号25について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書10ページ、受付番号26について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号26、被相続人は、勝瀬■■■■■、■■■■■、相続人は、勝瀬■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年6月27日から令和2年7月28日までです。特例農地等の明細ですが、勝瀬■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地、農地部分の■■■■■平米でございます。事務局で7月16日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号26について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号26について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書11ページ、受付番号27について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号27、被相続人は、大谷■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、大谷北■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間

は、平成29年6月27日から令和2年7月28日までです。特例農地等の明細ですが、大谷北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地の■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりで、合計、■■■平米でございます。事務局で7月16日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号27について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号27について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号28について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号28、被相続人は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、相続人は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年9月27日から令和2年7月28日までです。特例農地等の明細ですが、大谷北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地農地部分の■■■平米でございます。事務局で7月16日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号28について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号28について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書 12 ページ、受付番号 29 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 29、被相続人は、大谷■■■■■■■、■■■■、相続人は、大谷北■■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成 29 年 8 月 25 日から令和 2 年 7 月 28 日までです。特例農地等の明細ですが、大谷北■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地、■■■■平米でございます。事務局で 7 月 16 日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

【議 長】 それでは、受付番号 29 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 29 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書 13 ページ、受付番号 30 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 30、被相続人は、国分南■■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、国分南■■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成 29 年 8 月 25 日から令和 2 年 7 月 28 日までです。特例農地等の明細ですが、国分南■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地、■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■平米でございます。事務局で 7 月 16 日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われ

ます。

【議長】 それでは、受付番号30について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号30について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書14ページ、日程第4、議案第40号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを議題といたします。

受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 説明させていただきます。

この案件は、税務署からの調査で、相続税の納税猶予適用後20年が経過することによる納税猶予の特例適用農地の利用状況の確認に対して回答するものです。平成21年12月14日までの間に相続を受けた方のうち、市街化調整区域のみについて相続税の納税猶予の特例を受けている方は、相続税の納税猶予額は20年営農を続けることで免除となる制度でした。表中の申請面積とあるのは、20年前に相続税の納税猶予を申請したときの面積で、確認面積については、現在の農地台帳の面積を記載しております。

それでは、受付番号4、相続人は、座間市栗原■■■■■■■■、■■■■、相続開始年月日は、平成12年2月28日、特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■平米、農振農用地区域内の田で、議案書のとおりです。事務局で6月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりました。特に問題はないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号4について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書15ページ、受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号5、相続人は、本郷■■■■■■、■■■■■■、相続開始年月日は、平成12年1月24日、特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■■■■■ほか■■筆、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、農業振興地域内の田、■■■■■■平米、畑、■■■■■■■■■■平米で、議案書のとおりです。事務局で6月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりました。特に問題はないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書16ページ、日程第5、議案第41号 令和3年度市農業施策及び予算に関する意見(案)についてを議題といたします。

本案につきまして、今月上旬に農政小委員会を開催し、審議をしておりますので、12委員から、審議結果の報告をお願いいたします。

【12番委員】 ただいま議長から話がありました農政小委員会ですが、6月25日、定例総会終了後に小委員会委員で協議、調整し、新型コロナウイルス感染

拡大防止対策の一環として、書面方式で会議を行い、審議することとしました。審議結果の詳細につきましては事務局から説明をさせます。

【議長】 それでは、事務局、説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、私のほうから詳細について説明させていただきます。

お手元に資料6と書いた左とじの書類があると思いますので、まずはそれをお手元のほうにご用意をいただければと思います。

まず、本日までの経過でございますけれども、5月22日の定例総会が終わった後、その他の中で、令和3年度市農業施策及び予算に関する意見提出のスケジュールをお示しさせていただき、併せて事務局案5項目を提示させていただきました。そして、6月25日の定例総会期限に事務局案についての追加、変更を受け付けましたが、提出はございませんでした。このため、農政小委員会では、事務局案と同じ項目をたたき台にして書面会議形式でご審議をいただいたところでございます。その結果が資料6でございますけれども、具体的には、1枚めくっていただいて、1ページから3ページまでが具体的な要望事項になっているのですが、事務局案から追加、変更した部分について、見え消しですね、直したところを消して追加したところを下線で入れてあるということですが、見え消しで表示をしてございます。

資料6のご説明に入らせていただきますが、内訳は、昨年以前からの継続要望が4件、新規要望が1件となっております。

では、資料6の1ページをご覧ください。意見項目1、農地等の利用の最適化の推進についてでございます。本市では、令和2年3月現在、農地面積519ヘクタールに対し、集積面積は97ヘクタール、集積率は18.69%です。平成31年3月の18.07%から微増にとどまっており、決して楽観視できない状況でございます。農地等の利用の最適化の推進に当たる農業委員会として、市に対し農家にとって農地利用集積の動機づけとなるような施策を検討し、実施することを要望するものでございます。

なお、本項目は、農業委員会等に関する法律第38条に基づき法定要望事項となっております。基本的に毎年度要望させていただく性質の項目となっております。

次に、意見項目 2、新型コロナウイルス感染拡大を受けての市内農家に対する支援についてでございます。新規要望とさせていただきます。内容は、農業、食品産業に対する消費者の需要喚起と農家の生産基盤安定化に向けた対策を求めるものでございます。需要喚起については、いわゆる経済対策でありまして、農業委員会の範囲外になりますけれども、農業、食品産業に対する購買力の維持は必須でございますので、農業委員会としても強く要望いたしたいものでございます。生活基盤の安定化については、長期化した場合の次期作に対する資金繰りや物資調達への支援を要望し、併せて高齢者にも分かりやすい支援要件や手続とし、求める全ての農家が早期に支援を受けられるよう要望するものでございます。

なお、本項目については書面会議の結果、事務局案から変更した箇所が見え消しで表示してございますので、ご確認ください。

次に、2 ページに入っていただきまして、意見項目 3、農地への不法投棄対策についてでございます。昨年 9 月から可燃ごみ及び一部不燃ごみについて収集の有料化が行われていますが、懸念された農地への不法投棄については被害が完全に消滅している状況ではございません。よって、農地の所有者としての管理能力の範囲を超えていたり、速やかに原状回復を行わないと当該農地の作物や周辺農地に悪影響を及ぼしたりするような不法投棄物については、その分別、収集、運搬、処分について、前年に引き続き、市の支援を仰ぎたい旨を要望するものでございます。

次に、意見項目 4、有害鳥獣被害対策の継続と施策の市民への周知についてでございます。近年のアライグマとハクビシンの捕獲数は増えたり減ったりとありますが、捕獲数の多少にかかわらず、現在の取組を継続するとともに、一般市民が利用可能な取組でもあることから、その旨を周知し、より緻密な被害防除となるよう、引き続き要望するものでございます。

最後に、3 ページの意見項目、5、生産緑地の 2022 年問題への対応についてでございます。平成 4 年（1992 年）に生産緑地の指定がスタートしてちょうど 30 年経過するのが 2022 年です。いわゆる 2022 年問題の解決のためには、引き続き、生産緑地の指定を受け続けてもらう

ことが一番です。農地の所有者に指定が動機づけられるような効果的な働きかけを行うことにより、優良な農地が多数存続できるよう、前年に引き続き要望いたしたいものでございます。

なお、資料6の4ページ以降は、訂正箇所を溶け込ませて読み下すことが容易にできるようにしたものになっております。

説明は以上でございます。

【議長】 それでは、令和3年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、令和3年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について、今、事務局から説明がございましたとおり、また、12番委員から報告がありましたとおりの内容で賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書17ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の（1）非農地証明書の証明願いについてを案件といたします。

受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 現況は、農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地について、要件を満たすことができれば、農業委員会が農地法に定める農地ではないということを証明することができることになっております。この証明が非農地証明になります。非農地の定義は、農地に復元することが著しく困難であること、転用後の年数が基本的に10年以上であること、現在、農地として転用許可を受けることのできる立地や目的などの条件であること、周辺の農地の営農状況に支障が生じていないことなどの要件がありまして、この全ての要件にかなう場合にのみ証明を出すことができます。

では、議案書の17ページをご覧ください。受付番号5、申請地は、門

沢橋■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■平米、■筆、議案書のと
おりでございます。申請者は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■、ほか
■名、申請地の現在の状況ですが、資材置場及び車両置場として使用され
ておりました。案内図及び現地の写真につきましては、資料7にございま
すので、ご覧ください。

土地の経過ですが、申請地は、10年以上前から現地のような使い方を
していたそうです。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯がござい
ません。これにつきまして、7月6日に、6番委員、13番委員、17番委員
と事務局職員とで現地確認調査へ行き、現況は農地として利用されていな
いことを確認いたしました。また、固定資産評価証明を確認し、転用後の
経過年数が10年以上たっていることを客観的な資料からも確認しており
ます。そのほかの要件も満たしていることを確認し、これらの状況から、
当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明いたしまし
た。説明につきましては以上でございます。

【議 長】 それでは、農地小委員会現地調査結果の報告をお願いいたします。6
番委員。

【6番委員】 7月6日に該当地を確認いたしました。資料の案内図にありますよう
に、門沢橋コミセンと隣接している西側の三角形の土地であります。北側
は道路で、道路を隔てて門沢橋小学校があります。西側も道路でありまし
て、並行して相模線が走っているというところです。南側はラフタークレ
ーン車の駐車場というふうになっております。当該地は、写真でもお分か
りのように、水上バイク等の車両置場、資材置場となっており、建物も建
っているという状況です。地面はコンクリートとアスファルトでほぼ覆わ
れていて、当該地には農地と言えるようなところは見当たらないというこ
とでありました。したがって、非農地証明を出す基準をクリアしていると
いうふうに思われます。

【議 長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

【11番委員】 この申請者は、先ほど10年ぐらい前から今のような現況になってい
るというご説明がございましたけれども、最初の段階の所有者、これは農
業者としての所有者なんですか。今現在の申請者が農地として取得したと

いう所有者であるんですか。

【主 事】 今、手元に提出された資料がありますが、そちらに申請地の状態の経過書があります。それによりますと、今回、■■■■さんと■■■■さんが共有しているのですが、■■■■さんのお父さん、■■■■さんから平成4年7月9日に贈与されたという記述があります。しかし、いつの時点で現状のような土地利用になったか不明となりますので、この時点で既に農地ではなかったと考えられます。ですので、既に贈与されたときには農地でないという回答になります。

【11番委員】 疑問に思ったことは、もともと農地だったんでしょうから、下今泉ですから、こちらのほうが農地として取得して耕作していたのかなというふうな、当初の状況がですよ、その辺のところにちょっと疑問があったものですから、質問させていただきました。分かりました。

【議 長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号5については、承認とさせていただきますが、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、承認とさせていただきます。

次に、議案書18ページ、(2)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

18ページ、農地法第4条の受付番号7の1件、19ページ、農地法第5条の受付番号38から40の3件、合わせて4件を事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化地域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが、農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

受付番号7からご説明をさせていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきまし

【事務局長】 ございません。

【議 長】 ないようですので、本日の定例総会は終了いたします。長時間、ありがとうございました。

(終了 午後 2 時 5 0 分)